

メディカル・デバイス産業振興協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、メディカル・デバイス産業振興協議会（以下「協議会」という。）と呼び、事務局を名古屋商工会議所（名古屋市中区栄二丁目10番19号）におく。

(目的)

第2条 本会は、産学官の力を結集した当地域の医療機器産業振興の推進母体として、医療機器産業の振興・発展を目的とする。

(構成)

第3条 本会は、経済産業省中部経済産業局、愛知県、名古屋市等の行政、名古屋商工会議所、医療機器振興団体、医療機器産業関連事業者並びに学識経験者その他医療機器産業振興に関係あるもので構成する。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互及び関係機関との情報交換
- (2) 医療機器産業の振興に関する意見の具申
- (3) 医療機器産業の振興に関する調査・研究
- (4) 医療機器の研究・開発
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 若干名（うち1名は常任）
- (3) 委員 若干名
- (4) 会計監事 若干名

代表理事は、名古屋商工会議所副会頭をもって充てる。

理事並びに委員、会計監事は代表理事がこれを委嘱する。

その任期は2カ年とし重任を妨げない。

基本的には自動更新とし、1ヶ月前に申告がない限り更新に関する文面等は省略する。

(顧問及び参与)

第6条 本会は、顧問及び参与若干名を置く。

顧問及び参与は本会の議を経て代表理事が委嘱する。

その任期は2カ年とし重任を妨げない。

基本的には自動更新とし、1ヶ月前に申告がない限り更新に関する文面等は省略する。

(幹事)

- 第7条 本会に幹事若干名を置く。
幹事長は、代表理事がこれを委嘱する。
幹事は会員より幹事長がこれを委嘱する。
その任期は2カ年とし重任を妨げない。
基本的には自動更新とし、1ヶ月前に申告がない限り更新に関する文面等は省略する。

(役員職務)

- 第8条 代表理事は、本会を代表し、その運営を総括するとともに、会議を主宰する。
2. 理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときは理事(常任)がその職務を代行する。
3. 会計監事は本会の経費を監査する。

(組織・機関)

- 第9条 本会に次の機関を置く。
(1) 会員総会
(2) 幹事会
会員総会は、必要に応じ代表理事がこれを召集する。
幹事会は、幹事長がこれを招集する。
幹事会は、本会の会務執行を補佐する。

(事業年度)

- 第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(経費)

- 第11条 本会の経費は、会費及び分担金その他をもって充てる。

(その他)

- 第12条 その他、本会の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

(初年度の施行期日)

- 本規約の初年度における施行期日は、本会の設立の日からとする。